

令和5年度 睦沢町第3子以降学校給食費減免について（お知らせ）

町では、第3子以降の児童及び生徒に係る保護者の子育てに要する費用の負担を軽減するため学校給食費を減免します。

減免対象

学校給食費の減免を受けることができる保護者は、次の全てに該当していること

- (1) 保護者が子を3人以上扶養しており、第3子以降の子が、本町が設置している学校で学校給食の提供を受けていること。
- (2) 学校給食費の滞納がないこと。
- (3) 生活保護法に規定する教育扶助により学校給食費の全部の補助を受けていないこと。
- (4) 準要保護児童生徒就学援助費補助金の交付により学校給食費の全部の補助を受けていないこと。
- (5) 特別支援教育就学奨励費により学校給食費の全部又は一部の支弁を受けていないこと。
- (6) 前号に定めるもののほか国から全部又は一部の補助を受けていないこと。

減免額

小学校児童1食あたり 240円 中学校生徒1食あたり 265円

申込方法

第3子以降学校給食費減免申請書の提出

第3子以降学校給食費減免申請書（町ホームページよりダウンロード、または小中学校、教育委員会で配付）に必要事項を記入し、子を扶養していることを証明する書類（健康保険証の写し等）を添えて小中学校へ提出してください。

※睦沢小中学校に在籍している子につきましては扶養していることを証明する書類は、必要ありません。

申込期限

令和5年4月28日（金）まで

問合せ先

睦沢町教育委員会 教育課

TEL：0475-44-2509

FAX：0475-44-0213